



請願

請願名

八潮市におけるパートナーシップの公的認証制度（仮称）及び性的少数者に関する諸問題への取組に関する請願書

要旨

(1)八潮市で、同性同士で生活する人も含め家族として扱う「パートナーシップ」の公的認証制度（仮称）を早期に創設し、その存在を公に認めることで、性的少数者にとつても住みやすい、魅力あるまちづくりをしていた

だきたい。
(2)八潮市の教育、福祉、医療、就業その他の行政活動において、性自認、性的指向による差別を受けないための諸施策を講じて

理由

平成27年に渋谷区でいわゆる「同性パートナーシップ条例」が創設され、その後、世田谷区の「同性パートナーシップ宣誓制度」等、現在、同性同士を含めたパートナーの認証制度が34自治体で創設されています。埼玉県内では、これまで、さいたま市、川越市、飯能市、毛呂山町、坂戸市、和光市、狭山市、富士見市、蕨市、所沢市、加須市、朝霞市、草加市、新座市、ときがわ町、越谷市の16市町議会にて、同制度の創設や性的少数者の諸施策を求める請願や陳情が採択されており、さいたま市、川越市、越谷市では具体的な導入に向けた準備が進められています。

平成29年12月には、9都県市

（埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、横浜市、川崎市、千葉市、さいたま市、相模原市）で、性的指向や性自認による偏見や差別のない社会をめざすためのLGBT配慮促進キャンペーンが実施され、オリンピック憲章には「性的指向による差別の禁止」が明文で盛り込まれています。民間企業においては、パートナーシップ証明書を提示すること

で、戸籍上の同性カップル社員にも、異性間の結婚と同様の福利厚生が適用されているところがあります。また、生命保険会社等では、戸籍上の同性カップルも死亡保険金の受取人として指定することを認めているところがあります。

家族を形成し、社会から承認を得ることは人としての根源的な欲求で、重要な人権課題です。異性愛者には、家族を形成し法的に保護がなされる一方で、同性等と親密な関係を築きたい人をそこから排除しているのが現状です。

八潮市において、パートナーシップの認証制度（仮称）を創設し、性的少数者に関する諸問題への取組を進めることは、性的少数者への理解の促進や差別の解消につながります。誰もが自分らしく生きられる八潮市を実現するために、1日も早く取組を進めていただくことを切望しています。

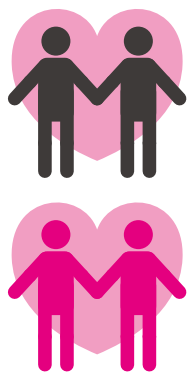
上記地方自治法第124条の規定により請願いたします。

提出日 令和2年2月25日

請願者

住所 草加市旭町6丁目

氏名 岩井 紀穂
なお、同請願について、「市民と市政をつなぐ会」から賛成討論がありました。



意見書

定例会最終日に、掲載の意見書を原案のとおり可決しました。なお、可決した意見書は、関係機関に送付しました。

中高年のひきこもりに対する実効性ある支援と対策を求める意見書

従来、ひきこもりは主として若年・青年層の課題としてイメージされてきた。しかし、最近では就職氷河期世代も含め中高年層にも及ぶ大きな社会問題としてクローズアップされてきている。

政府が中高年層を対象に初めて実施した全国規模の調査が昨年3月に公表されたが、40歳から64歳のひきこもりが全国で約61万人にのぼるという推計が示され、社会に大きな衝撃を与えた。ひきこもり期間の長期化や高齢化により、高齢者の親とともに社会的に孤立するケースも少なくない。

政府は、都道府県・政令市への「ひきこもり地域支援センター」の設置や、「ひきこもりサポーター養成研修・派遣事業」

を行ってきたが、今後は、より身近な場所での相談支援の実施や社会参加の場の充実など、就職氷河期世代も含めた中高年のひきこもりに対して、これまで以上に実効性ある支援と対策を講じるべきである。

そこで、政府におかれては、中高年のひきこもりは、個々人やその家族だけの問題ではなく、社会全体で受け止めるべき大変重要な課題と捉え、下記の事項について早急に取り組むことを強く求める。

記

1 より身近な場所での相談支援を行うため、自立相談支援機関の窓口アウトリーチ支援員を配置し、同行相談や信頼関係の構築といった対本人型のアウトリーチ支援を実施すること。また、自立相談支援の機能強化に向けたアウトリーチ等を行うための経費について、新たな財政支援の仕組みを創設すること。

2 中高年のひきこもりにある者に適した支援の充実を図るため、市区町村による「ひきこもりサポート事業」のさらなる強化を図ること。具体的には、中高年が参加しやすくなるような居場所づくりやボランティア活動など、就労に限らない多様な社会参加の場の確保、さらには家族に対する相談や講習会などの取り組みを促進すること。

3 「8050問題」など世帯の複合的なニーズや、ライフステージの変化に柔軟に対応できるよう、「断らない相談支援」や「伴走型支援」など、

市区町村がこれまでの制度の枠を超えて包括的に支援することが出来る新たな仕組みを構築すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和2年3月19日

埼玉県八潮市議会

提出先

内閣総理大臣
厚生労働大臣

用語 請願とは

請願は、市民の皆さんなどが市政などについて直接、市議会に要望できる制度です。受理した請願はまず、本会議に上程し、委員会ですくしく審査します。次に本会議で採択するかどうかなどの結論を出します。

用語 意見書とは

地方公共団体の公益に関する事項について、当該地方公共団体の一機関としての意思を意見にまとめたものです。

市民生活に重要な事柄であってもそれが国や県の仕事であって、市の力だけでは解決できないこともあります。このようなきには、市議会から国や県の関係機関に対して「意見書」を提出して積極的な解決を求めています。

議会の傍聴に お越しください

本会議および委員会は、どなたでも傍聴することができます。市議会の活動にふれることができる身近な方法ですので、ぜひ傍聴にお越しください。なお、定例会は年4回開かれます。

■傍聴受付について

本会議場の傍聴席の定員は42人です。

傍聴を希望される方は、受付で傍聴申込書に住所・氏名を記入し、傍聴の際の注意事項をご確認のうえ、議事日程表などの資料をお取りいただき、傍聴者入口から傍聴席に入ります。

また、委員会の傍聴席の定員は10人で、手続きは本会議と同様です。

※定員を超えた場合、入場を一時お待ちいただくことがあります。また、諸般の事情により入場を制限させていただく場合があります。

【令和2年第1回定例会の傍聴者数：16人】



会派等の構成



はっとり せいじ
服部 清二 (代表)
八潮四丁目20-11
議席番号 15

平成クラブ



てらはら かずゆき
寺原 一行
八潮三丁目17-3
議席番号 14



おぐら じゅんこ
小倉 順子 (代表)
大曽根541

公明党



ぐんじ れいこ
郡司 伶子 (代表)
大曾根452-5

日本共産党

用語
会派とは

政治的信条や政策などについて同じような考え方を持つ議員が、自分たちの考えを効果的に市政に反映させるため、2人以上で結成するグループのことをいいます。



おいずみ よしゆき
大泉 芳行 (代表)
八潮七丁目41-22
議席番号 1

八潮維新の会

声は力の会

市民と市政をつなぐ会

令和の会

公共施設整備等調査特別委員会
委員長 篠原 亮太
副委員長 森下 純三
委員 矢澤 江美子

委員	副委員長	委員	議会議長
金子	服部	小倉	
子壯	清一	順子	

福祉環境常任委員会	委員長 瀬戸 知英子
副委員長 森下 純三	
委員 矢澤 江美子	

建設水道常任委員会
委員長 大山安司
副委員長 小倉順子
委員 大泉芳行

委員 長	林 雄一
副委員 長	鈴木 貞夫
委員	福野 未知留

総務文教常任委員会

常任委員会委員等の構成

(令和2年3月31日現在、議席番号順)

萩小郡寺岡林朝
野倉司原部 田
清順伶一一雄和
晴子子行正一宏

委員長
委員長
委員長
委員長
森朝鹿林金服小
下田野子部倉
純和泰雄壯清順
三宏司一一二子

委員 長
〃 〃 〃 〃
郡 朝 金 岡 矢 森 瀬
司 田 子 部 澤 下 戸
伶 和 壮 一 江 純 矢
子 宏 一 正 子 三 野

委員長
委員長

服池篠川大小大
部谷原井泉倉山
清亮貴芳順安
二正太志行子司

委員
委員長
萩寺前鹿福鈴木
野原田野野木
清一貞泰未貞
晴行子司留夫

議員からの寄附は、罰則をもって禁止されています!!

禁止されている寄附(例) これらの行為は**全て禁止**です!



選挙の有無に関わらず、政治家が選挙区内の人に寄附を行うことは、名義のいかんを問わず特定の場合を除いて一切禁止されています。有権者が求めてもいません。冠婚葬祭における贈答なども寄附になるので、注意してください。
「贈らない」「求めない」「受け取らない」「三ない運動」を徹底しましょう!
なお、例外的に罰せられない行為として、議員本人が持参する結婚式のお祝い・葬儀の香典があります。市民の皆様のご理解をよろしくお願い申し上げます。

やしお市議会だよりメール配信のお知らせ

令和2年5月1日から、やしお市議会だよりを市の情報配信サービス「やしお840メール」で配信します。
やしお840メールは、パソコンや携帯電話で受信できますが、利用するには登録が必要です。
市ホームページまたは下記のコードよりアクセスしてご登録ください。

画面で入力してください。
メールアドレスを入力してください。



委員会のうーぎ

総務文教常任委員会

委員会に付託された議案については、令和元年度八潮市一般会計補正予算(第6号)の分割付託1議案、令和2年度八潮市一般会計予算の分割付託1議案、その他7議案のあわせて9議案の審査を行いました。

令和2年度八潮市一般会計予算の収集資料保存・活用事業については「収蔵資料修復委託料は歴史公文書の修復とのことだが、その内容説明と、今後、修復を要する資料の現状について説明を」との質疑に対し、「資料館の収蔵資料の中には虫食いや酸性劣化により貴重な資料であっても閲覧に供することが難しい資料が多くある。これらを良好な状態で次世代へ継承していくために修復し保存処理を施すものである。今回、明治・大正期の歴史公文書で旧役場文書と呼ばれるものの中から潮止村の勤業統計資料について資料への負担がより軽度なりフキャスティングという穴の開いた欠損箇所紙の繊維を埋め込んでいくという手法で修復する予定である。この手法は接着剤を使用せず補修が可能で欠損箇所のみ修復を行うことができるということ、また機械等で行うため作業効率が良いということを採用するものである。今後においても資料の状況と活用の方策等を考慮し順位付けし修復を行った

い。具体的に令和3年度は水害関係の資料や古文書について修復していきたい」との答弁がありました。

議案の審査結果については、9議案すべて可決すべきものと決しました。

また、請願第1号「八潮市におけるパートナーシップの公的認証制度(仮称)及び性的少数者に関する諸問題への取組に関する請願書」の審査を行いました。

請願について審査した中で意見として、「請願の採択に賛成の立場から討論します。2015年9月の国連サミットで、SDGs(持続可能な開発目標)が採択され、国連加盟193か国が2016年から2030年の15年間で達成するための目標を掲げました。「貧困をなくすこと」や「気候変動に具体的な対策を取る」と等17の目標ですが、その5番目に、「ジェンダー平等を実現しよう」「ジェンダーの平等を達成し、全ての女性と女兒のエンパワーメントを図る」ということが掲げられています。「ジェンダー」とは、「社会的・文化的につくられた性差」と言われ、社会が構成員に対し押しつける「女性らしさ・男性らしさ」などの行動規範や役割分担と定義されています。「男女平等」ということが法律や制度のうえから保障することは当然としつつ、さらには、性による差別や分断のない社会、誰もが尊厳を持って自分らしく生きることのできる社会が実現されることを願って討論とします」との発言があり

ました。

会議に諮ったところ、採択すべきものと決しました。

建設水道常任委員会

委員会に付託された議案については、令和元年度八潮市一般会計補正予算(第6号)の分割付託1議案、令和2年度八潮市一般会計予算の分割付託1議案、その他14議案のあわせて16議案の審査を行いました。

令和2年度八潮市一般会計予算の排水機場施設整備事業について、「和耕排水施設増設等協議資料作成業務委託料の内容について説明を」との質疑に対し、「綾瀬川放水路の周辺では、平成25年台風26号や平成27年9月の大雨などで道路冠水など浸水被害が発生した。この地区の浸水被害を軽減させるため、現在毎秒2トンの排水能力を有する和耕排水施設の増強を浸水対策の一環として進めていきたいと考えている。本委託料については、排水施設の増強について許可が必須となる綾瀬川放水路の管理者である国土交通省関東地方整備局江戸川河川事務所との協議資料を作成するために要する費用である」との答弁がありました。

福祉環境常任委員会

委員会に付託された議案については、令和元年度八潮市一般会計補正予算(第6号)の分割

付託1議案、令和2年度八潮市一般会計予算の分割付託1議案、その他10議案のあわせて12議案の審査を行いました。

また、請願第2号「国会への種苗法改正反対、慎重審議を求める意見書を八潮市議会から提出することを求める請願書」の審査を行いました。

請願について審査した中で意見として、「請願採択に賛成の立場で討論いたします。自家増殖(採種)一律禁止の種苗法の改定案は、3月3日に閣議決定され、1月20日に開会された今国会に提出し、2021年4月施行を目指しているとの報道がありました。種苗法とは、新しい農産物の品種を開発した者(育成者)に、それを独占的に栽培する権利を保障している法律で、新品種の種や苗の特許権のようなものといえます。育成者は、農林水産省所管の農業・食料産業技術総合研究機構(農研機構)や都道府県の農業試験場、民間企業などです。登録された新品種を勝手に栽培することはできませんが、例外として農家が次の収穫のために種を取り、苗を育てること(自家増殖)だけは現行法上では認められています。自家増殖が可能であっても、省令で品目を禁止できます。禁止品目は2016年の82品目から、2019年には387品目へと急増してきました。しかし、今回の種苗法の改正案は、こうした禁止品目の拡大ではなく、原則禁止にし、種苗として用いる自家増殖は「育成権者の許諾に

（7面から 続く）

基づいて行う」としています。日本の多くの農作物は公的研究機関で開発された品種が多く、許諾が得られても、その事務手続きが複雑で、高齢化した農業者には大きな負担になります。また、自家増殖が禁止されれば、今後、農家は毎年育成者からお金を払って種苗を買わなければならず、小規模な農家にとっては大きな経済的負担となり、結果、地域の農業は衰退していきま

す。政府は、農研機構が開発したブドウの新品種シャインマスカットが海外に持ち出され栽培・販売されたことなどから、こうした事態を防ぐのが改正理由として、そのために育成者の権利を強化する必要があると説明しています。しかし、農業関係者や食の安全を考える子育て中の親等からは「海外流出を防ぐという目的が本当かどうか疑問」との声もあります。その理由の一つが、2017年に成立した農業競争力強化支援法の存在で、その第8条第4項で国と都道府県は種苗生産に関する知見について、「民間事業者への提供を促進すること」と定め、この民間事業者には海外の事業者も含むとされています。海外の種苗企業が、提供された知見に基づいて新たな品種を開発し、販売することになれば、似たような作物が海外で出回る事態が考えられます。育成者の権利強化は、新品種の海外流出を防ぐためと言いながら、実際には都道府県や国が持っていた私たちの税金で作られた種苗が合法的

に多国籍企業の財産になっていき、やがて種子から市場まで、モンサントやコルテバ・アグリサイエンスなどのアメリカの多国籍企業が握る道を開くことになりま

す。この請願にもあるように「種は、特定の企業が利益のために所有するものではなく、人類共通の資源です。国、都道府県、民間企業、農家の自家採取という、多様な種の供給が、持続可能な農業をつくり、農家の自家採種が、多様な種子と土地の環境を守り、特許つき遺伝子組み換え種子に頼らない食の安全を保障」することになるのです。今、世界では気候変動の影響で大型台風や干ばつなどが多発しています。人口の増加もあり、食料危機は現実の問題です。種をめぐる政策は、食料の安定供給の行方をも左右します。種苗法の改正の狙いは、種に関する国や都道府県の役割を縮小し、農家の権利も制限し、これまで公的な支援をバックに、農家の自家増殖などを通じて多様な作物を作ってきた方向を変更することです。国連は2018年9月、食料の安定供給のためには小規模・家族農業を積極的に支援すべきとし、小規模農民の権利宣言を採択し、その中には、農民には「自家採種権」があると規定し、この方向で各国が努力するよう求めています。この宣言は、国連人権理事会（加盟47カ国）のうち賛成33の多数で採択されていますが、アジア・アフリカ代表理事国の大半が賛成する中、「議論が未成熟…日本は94パーセントが都市に住むから…」など、意味不明な理屈を付け日本は棄権したそうです。しかし、この宣言は今後国際的な「基準」となり、各国は国内法を整備しなければならなくなります。法的拘束力がない「宣言」で無力という声は間違いで、宣言の内容を履行しない国に対しては、国際的圧力がかかることになるからです。以上、種苗法の改正はこういった国際的な流れにも逆行するため、法改正には反対であり、よってこの請願の採択に賛成します。」との発言がありました。

次に、意見として、「請願趣旨にあるように、種苗法が改正されれば、日本の農業の更なる衰退、食料の安全保障等が危惧されます。被害事例が紹介されているように、すでに海外では、様々な問題が起きています。日本の農業をまもり、食の安全をまもるために、国への意見書提出は早急にすべきと考え、本請願を採択すべきです。」との発言がありました。

会議に諮ったところ、不採択すべきものと決しました。議案の審査結果については、12議案すべて可決すべきものと決しました。

公共施設整備等
調査特別委員会

1月23日、第18回本委員会を開催し、「新庁舎基本設計の検討状況について」審査し、協議を行いました。

また、「議会機能の検討状況に

議案



ついて」の報告を執行部より受け、協議を行いました。

■議案第34号 八潮市教育委員会委員の任命について

令和2年3月31日をもって任期満了となる教育委員会委員に、田口 理恵氏（たぐち りえ、八潮八丁目）を推薦することに同意しました。



編集
後記

議会報編集委員会から

令和2年第1回八潮市議会定例会が閉会しました。今議会では、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、一般質問を取りやめました。そのため、No.99号は紙面を少し変更しております。新型コロナウイルス感染症拡大防止対策として、3月小・中学校の卒業式は規模を縮小して行われました。4月7日、史上初「緊急事態宣言」が7都府県に発令されました。17日には、全都道府県が対象となりました。不要不急の外出を避けま

（前田貞子）

令和2年第2回定例会(6月)の日程(案)

6月1日(月)	本 会 議 開会、開議、会議録署名議員の指名、会期の決定、諸報告、議案の上程及び提案理由の説明など
6月9日(火)	本 会 議 総括質疑（議案に対する質疑）、議案の委員会付託
10日(水)	総務文教常任委員会
11日(木)	建設水道常任委員会
12日(金)	福祉環境常任委員会
15日(月)	本 会 議（一般質問）
16日(火)	本 会 議（一般質問）
17日(水)	本 会 議（一般質問）
18日(木)	本 会 議 委員会報告、質疑、討論、採決など、閉会

※この定例会日程は予定ですので、変更する場合があります。